

お客様各位

平成24年7月1日

梅雨入りしてじめじめした天気が続きますが、盛夏は間近です。今年も節電対策が必要なようですが、皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の事務所通信は下記の3項目についてまとめました。

1. 社会保障と税の一体改革
2. 今月の事務
3. コラム～労働者派遣法改正について

1. 社会保障と税の一体改革

6月26日に社会保障と税の一体改革法案が衆議院で可決されました。これにより、消費税の税率が引き上げられるなど会社への影響は大きいものです。その概要をまとめました。

① 消費税引き上げ

消費税率は平成26年4月に8%、その1年半後の平成27年10月からは10%に引き上げられます。

今後の議論の焦点は低所得者向けの負担対策で、消費税分を現金給付とするか、食料品などの必需品に軽減税率を適用するかとなります。

中小企業が消費税引き上げ分を価格に転嫁できるかが一番の問題点です。②にあるように、大企業では社会保障の加入対象の拡大が予定されることから、従業員を外注化することで控除対象となる消費税を増加させ、社会保障の負担を減らす対策等を講じる必要が出てきます。

なお、引き上げられた消費税率はいきなり平成26年4月1日（平成27年10月1日）以降の全ての取引に適用されるのではなく、建設など契約から引き渡しまでに長期間を要するものは、税率引き上げの6か月前の指定日（平成25年10月1日または平成27年4月1日）までに契約が完了していれば、引き上げ前の税率で可能となる見込みです。そのため、消費税引き上げ前の駆け込み前の受注には契約日に十分に注意して下さい。

② 社会保障対象者の拡大

厚生年金の加入対象者が拡大される予定です。現在の対象者は週労働時間が30時間以上ですが、平成28年10月からは週の労働時間が20時間以上かつ月収8万8千円以上となる方向です。

但し、今回の決議には含まれておらず、今後の継続審議となっており、また、従業員数が501人以上の大企業が対象で、中小企業への適用は当分見送る方針です。

③ 所得税・相続税の増税

所得税について最高税率を引き上げ、相続税の非課税枠を現状の60%に縮小するという増税案は今回の決議には含まれず、年末に行われる平成25年度税制改正で議論されます。

増税基調であることに変わりはなく、これからは相続対策が必要になる方が増えます。

2. 今月の事務

7月の事務ですが、社会保障の標準報酬の定時決定のための被保険者報酬月額算定基礎届を7月1日から10日までに提出する必要があります。これは4月から6月までの給料から算定し、これを基に9月から1年間の標準報酬と保険料が決定されます。

仮に、4月から6月までの給料が季節的要因などにより通常時期と比較して異常に高い場合は届け出ることで標準報酬を下げて保険料を節約することが可能ですので、手続きをお勧めします。

なお、労働保険の年度更新は7月10日までですので、まだお済でない会社はお急ぎ下さい。

3. コラム～労働者派遣法改正について

労働者派遣法が3月に改正されたことは既にお伝えしましたが、10月1日から施行されることが決定しました。当初の目玉だった製造業への派遣の禁止と仕事があるときだけ雇用契約を結ぶ登録型派遣の禁止は見送られています。

主な改正点の会社への影響ですが、30日以内の短期派遣の禁止については、主たる生計者ではない主婦や学生及び高齢者であれば禁止とはなりません。

また、派遣先企業が契約期間を超えて働かせるなど違法な派遣があった場合には、派遣先企業が派遣労働者に対して同一労働条件で直接雇用を申し込んだものとみなされる「みなし雇用制度」については、3年以内の導入を目処としており、現時点では施行日は未定です。

そのため、派遣労働者を使用している事業主は、派遣条件を厳密に見直すことに加えて、「みなし雇用制度」が適用される場合は、契約社員など期間雇用形態を検討する必要があります。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>